

尼崎市立南武庫之荘中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめ等に対応する基本方針

(1) （基本理念）

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものとする。

(2) （いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。いじめを放置してはならない。

(3) （学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所（西宮こども家庭センター）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 主な取り組み

(1) 未然防止

- ①教師は日常において、わかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て自尊感情を高める。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことを目的に全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③家庭、地域、その他の関係機関と連携を図り、情報交換や啓発活動を行う。
- ④教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する資質向上に必要な研修を実施する。

(2) 早期発見

- ①日常において、学校生活全てにおいて、全ての教員が生徒の様子を見守るとともに朝の挨拶運動時等の丁寧な観察により情報を共有する。
- ②家庭訪問での保護者との情報交換。
- ③定期的な教育相談（毎学期1回）時に調査票を作成し実態の把握に努める。
- ④生徒や保護者が相談しやすい体制（スクールカウンセラー）を整備する。

(3) 早期対応

- ①いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともに速やかにいじめ対策委員会に報告を行う。そして複数の教職員が連携して関係生徒に適切な指導を行う。
- ②関係生徒・周りの生徒から綿密な情報収集を行い、事実確認を行う。その時、被害生徒の気持ちを考慮し、時間・場所設定に配慮する。
- ③複数の教職員で第三者からも詳しく事実確認する。また教職員間の連携を密に、得られた情報は共有する。
- ④事実確認終了後、被害生徒の身の安全を最優先に考え、加害側の生徒には毅然とした態度で指導する。
- ⑤取り巻きを含めた傍観者の立場の生徒に対しては、加害側と同様であることを指導する。
- ⑥状況に応じて、外部の関係機関と連携を図って解決に当たる。
- ⑦被害生徒・加害生徒双方にSCや養護教諭等と連携をとり指導に当たる。
- ⑧一時的にいじめが解消されても被害生徒が安心できるまで指導・見守りを継続する。

((6) 参照)

(4) SNS等インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

学校は、生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

○具体的対策

- ①技術家庭科等の学習において情報モラル教育を推進するとともに研修を通じて教職員の対応力を向上させる。
- ②地域・家庭との連携を図る
- ③警察（サイバー犯罪課）等関係機関と連携を図る

(5)いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会

【構成員】：校長・教頭・生徒指導担当・不登校担当・生徒支援担当・学年主任
各学年生徒指導・スクールカウンセラー（必要に応じて）

【活動】：いじめ事案に対する対応を協議、実践

【開催】：月 1 回開催。（いじめ事案発生時に緊急開催）

【取組】

- [1 学期]・いじめなど問題行動に対する学校方針検討、教育相談の内容検討及び情報交換
・いじめアンケートの実施、教職員研修、1 学期の反省と 2 学期の取組を検討
- [2 学期]・教育相談の内容検討及び情報交換、2 学期の反省と 3 学期の取組を検討
・いじめアンケートの実施、情報モラル教室実施
- [3 学期]・いじめアンケートの実施、3 学期の反省と次年度の取組を検討

(6)いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 ヶ月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

上記のいじめが「解消している」状態とはあくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(7) 重大事態への対処

重大事態への対処については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）に基づき適切に対応する。

・重大事態の意味

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する次の場合とする。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生

じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は、学校又は教育委員会の判断による。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・学校又は教育委員会による調査

①重大事態が発生した事実を速やかに尼崎市教育委員会に通じて市長に報告する。

②尼崎市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心に事実関係を明確にするため速やかに調査を行う。

④当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

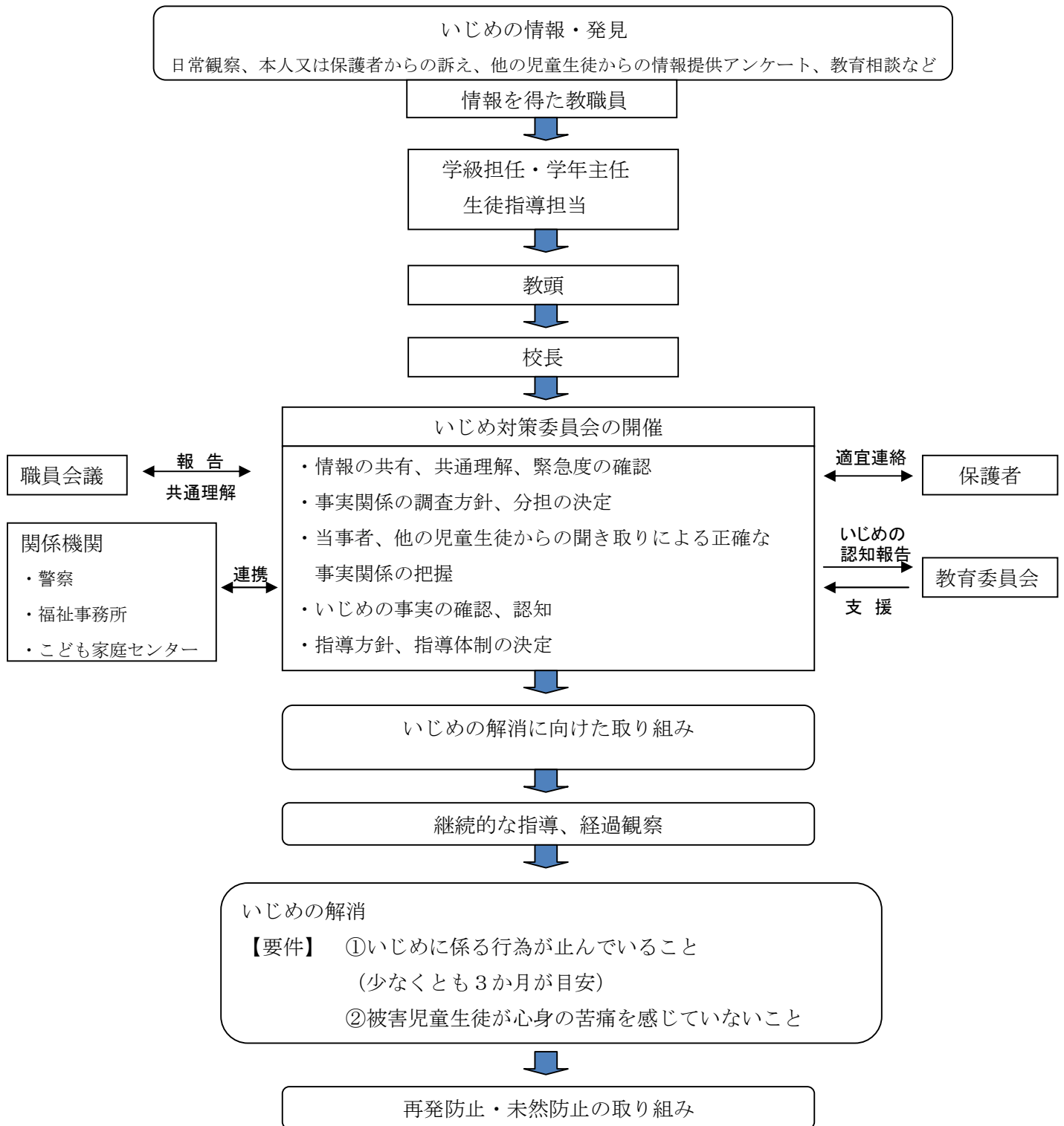
(8) いじめ指導に関すること

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【いじめ事案対応の基本的な流れ】



※上記の例は対応の基本的な流れを示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。

(9) 学校評価における留意事項

いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけること。

(10) その他

本校の基本方針の内容については国の見直し状況や尼崎市の取り組み状況などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

以 上